

本資料のうち枠囲みの内容は、
当社の機密事項を含むため、
又は他社の機密事項を含む可能性
があるため公開できません。

柏崎刈羽原子力発電所第6号機 説明資料	
資料番号	KK6 添-3-001-3 (比較表) 改0
提出年月日	2023年10月11日

クラス2機器の強度計算の基本方針 (比較表)

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所第6号機

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較																
<table border="1" data-bbox="522 485 2392 863"> <thead> <tr> <th data-bbox="537 489 736 537">相違 No</th> <th data-bbox="736 489 2377 537">相違理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="537 537 736 585">①</td> <td data-bbox="736 537 2377 585"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 585 736 634">②</td> <td data-bbox="736 585 2377 634"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 634 736 682">③</td> <td data-bbox="736 634 2377 682"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 682 736 730">④</td> <td data-bbox="736 682 2377 730"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 730 736 779">⑤</td> <td data-bbox="736 730 2377 779"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 779 736 827">⑥</td> <td data-bbox="736 779 2377 827"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="537 827 736 863">⑦</td> <td data-bbox="736 827 2377 863"></td> </tr> </tbody> </table>				相違 No	相違理由	①		②		③		④		⑤		⑥		⑦	
相違 No	相違理由																		
①																			
②																			
③																			
④																			
⑤																			
⑥																			
⑦																			

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針）

島根原子力発電所第2号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機	柏崎刈羽原子力発電所第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p><u>V-3-1-3</u> クラス2機器の強度計算の基本方針</p>	<p><u>VI-3-1-3</u> クラス2機器の強度計算の基本方針</p>	<p>記載の適正化 （図書番号変更による差異）</p>
	<p>目次</p> <p>1. 概要 1 2. クラス2機器の強度計算の基本方針 1</p>	<p>目次</p> <p>1. 概要 1 2. クラス2機器の強度計算の基本方針 1</p>	<p>差異なし</p>
	<p>1. 概要</p> <p>クラス2機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条第1項第2号及び第9号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。</p> <p>本資料は、クラス2機器のうち材料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。</p> <p>・「放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備」の改造に伴い強度評価が必要となる管</p>	<p>1. 概要</p> <p>クラス2機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条第1項第2号及び第9号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。</p> <p>本資料は、クラス2機器のうち材料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。</p> <p>・「放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備」の改造に伴い強度評価が必要となる管</p>	<p>差異なし</p>
	<p>2. クラス2機器の強度計算の基本方針</p> <p>クラス2機器の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号）第17条10において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。））＜第1編軽水炉規格＞J S M E S N C 1-2005/2007」（日本機械学会）又は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）＜第1編軽水炉規格＞ J S M E S N C 1-2012」（日本機械学会）によることとされているが、技術基準規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定されるJ S M E S N C 1-2005/2007及びJ S M E S N C 1-2012は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。</p>	<p>2. クラス2機器の強度計算の基本方針</p> <p>クラス2機器の材料及び構造については、技術基準規則第17条（材料及び構造）に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成25年6月19日 原規技発第1306194号）第17条11において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。））＜第1編軽水炉規格＞J S M E S N C 1-2005/2007」（日本機械学会）又は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012年版）＜第1編軽水炉規格＞ J S M E S N C 1-2012」（日本機械学会）によることとされているが、施設時にJ S M E S N C 1-2005/2007又はJ S M E S N C 1-2012が適用されていない設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定されるJ S M E S N C 1-2005/2007及びJ S M E S N C 1-2012は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。</p>	<p>記載の適正化 （技術基準規則の解釈の改正による差異）</p>
<p>よって、クラス2機器のうち「放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備」の改造を実施する機器の評価はJ S M E S N C 1-2005/2007による評価を実施する。</p> <p>なお、クラス2機器を同位クラスである重大事故等クラス2機器として兼用し、重大事故等時の使用条件に設計基準の使用条件が包絡され、重大事故等時における評価結果がある場合は、材料、構造及び強度の要求は同じであることから、設計基準の評価結果の記載は省略する。</p>	<p>よって、クラス2機器のうち「放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備」の改造を実施する機器の評価はJ S M E S N C 1-2005/2007による評価を実施する。</p> <p>なお、クラス2機器を同位クラスである重大事故等クラス2機器として兼用し、重大事故等時の使用条件に設計基準の使用条件が包絡され、重大事故等時における評価結果がある場合は、材料、構造及び強度の要求は同じであることから、設計基準の評価結果の記載は省略する。</p>	<p>差異なし</p>	

青字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

本資料のうち枠囲みの内容は、当社の機密事項を含むため、又は他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。